

同時発表：北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、中国運輸局、四国運輸局、九州運輸局、内閣府沖縄総合事務局

令和2年2月27日
総合政策局運輸審議会審理室

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示に関する 諮問及び公聴会の開催決定について

運輸審議会は標記事案について、今後答申に向けて複数回の審議を行うとともに、令和2年4月2日に東京都で公聴会を開催することを決定しました。

標記事案について、令和2年2月26日付で国土交通大臣から運輸審議会に諮問がありました。[資料1](#)

運輸審議会は、標記事案を審議するに当たり公述人のさまざまな意見を聴いた上で判断を行うため、国土交通省設置法第23条の規定に基づき職権で令和2年4月2日に公聴会を開催することを決定し、公述及び傍聴の申込み受付を開始しましたのでお知らせします。[資料2](#)

なお、公聴会当日の進行予定及び取材要領は令和2年3月25日に改めてプレスリリース致します。

※運輸審議会は国家行政組織法第8条に規定する審議会です。個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

公聴会は公開で行います。その他の審議は非公開で行いますが、配付資料及び議事概要は答申後、運輸審議会HPにて公表予定です。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]
総合政策局運輸審議会審理室 大沢、青木
(直通) 03-5253-8810 (FAX) 03-5253-1676

[標準的な運賃の告示に関する問合せ先]
自動車局貨物課 柳瀬、足利
(代表) 03-5253-8111 (内線 41333)
(直通) 03-5253-8575 (FAX) 03-5253-1637

○国土交通省告示第 175 号

運輸審議会一般規則（昭和 27 年運輸省令第 8 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登録された。

令和 2 年 2 月 27 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

事案番号	令 2 第 6001 号			
事案の種類	一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示			
事案の内容	一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について、下記のとおり定める。			
I 距離制運賃表				
北海道運輸局				
(単位：円)				
キロ程 \ 車種別	小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
10km	12,450	14,480	18,610	23,280
20km	13,980	16,290	21,080	26,500
30km	15,510	18,100	23,550	29,710
40km	17,050	19,910	26,010	32,930
50km	18,580	21,710	28,480	36,150
60km	20,120	23,520	30,940	39,370
70km	21,650	25,330	33,410	42,580
80km	23,180	27,140	35,870	45,800
90km	24,720	28,940	38,340	49,020
100km	26,250	30,750	40,800	52,240
110km	27,780	32,530	43,190	55,340
120km	29,310	34,310	45,570	58,440
130km	30,840	36,090	47,960	61,550
140km	32,370	37,870	50,350	64,650
150km	33,900	39,650	52,730	67,760
160km	35,430	41,430	55,120	70,860
170km	36,950	43,210	57,500	73,970
180km	38,480	44,990	59,890	77,070
190km	40,010	46,770	62,270	80,170
200km	41,540	48,540	64,660	83,280
200km を超えて 500km まで 20km を増すごとに加算する 金額	3,050	3,530	4,700	6,110
500km を超えて 50km を増す ごとに加算する金額	7,610	8,810	11,740	15,270

東北運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
10km	11,980	13,970	18,050	22,600
20km	13,470	15,740	20,470	25,760
30km	14,960	17,500	22,880	28,920
40km	16,460	19,270	25,300	32,080
50km	17,950	21,030	27,720	35,240
60km	19,450	22,800	30,130	38,400
70km	20,940	24,560	32,550	41,560
80km	22,430	26,330	34,970	44,720
90km	23,930	28,090	37,390	47,870
100km	25,420	29,860	39,800	51,030
110km	26,910	31,590	42,140	54,080
120km	28,400	33,330	44,480	57,120
130km	29,880	35,060	46,810	60,170
140km	31,370	36,800	49,150	63,210
150km	32,860	38,530	51,490	66,260
160km	34,350	40,270	53,820	69,300
170km	35,840	42,010	56,160	72,350
180km	37,320	43,740	58,500	75,390
190km	38,810	45,480	60,830	78,440
200km	40,300	47,210	63,170	81,480
200km を超えて 500km まで 20km を増すごとに加算する 金額	2,960	3,440	4,600	5,990
500km を超えて 50km を増す ごとに加算する金額	7,410	8,590	11,500	14,970

関東運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
10km	15,790	18,060	22,540	27,940
20km	17,600	20,160	25,330	31,550
30km	19,410	22,270	28,120	35,160
40km	21,220	24,370	30,920	38,770
50km	23,040	26,480	33,710	42,380
60km	24,850	28,580	36,500	45,990
70km	26,660	30,690	39,290	49,600
80km	28,470	32,790	42,090	53,200
90km	30,280	34,890	44,880	56,810
100km	32,090	37,000	47,670	60,420
110km	33,910	39,090	50,390	63,930
120km	35,730	41,170	53,110	67,430
130km	37,550	43,260	55,830	70,940
140km	39,360	45,340	58,550	74,440
150km	41,180	47,430	61,270	77,950
160km	43,000	49,510	64,000	81,450
170km	44,820	51,600	66,720	84,960
180km	46,630	53,690	69,440	88,460
190km	48,450	55,770	72,160	91,970
200km	50,270	57,860	74,880	95,470
200km を超えて 500km まで 20km を増すごとに加算する 金額	3,630	4,140	5,370	6,910
500km を超えて 50km を増す ごとに加算する金額	9,070	10,360	13,430	17,280

北陸信越運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
10km	12,530	14,560	18,680	23,360
20km	14,070	16,370	21,150	26,580
30km	15,600	18,190	23,620	29,800
40km	17,140	20,000	26,090	33,020
50km	18,680	21,810	28,560	36,240
60km	20,220	23,630	31,030	39,460
70km	21,760	25,440	33,500	42,690
80km	23,300	27,250	35,970	45,910
90km	24,840	29,060	38,440	49,130
100km	26,380	30,880	40,910	52,350
110km	27,910	32,660	43,300	55,460
120km	29,450	34,450	45,690	58,570
130km	30,980	36,230	48,080	61,680
140km	32,520	38,020	50,470	64,790
150km	34,050	39,800	52,870	67,900
160km	35,590	41,590	55,260	71,010
170km	37,120	43,370	57,650	74,120
180km	38,660	45,160	60,040	77,220
190km	40,190	46,940	62,430	80,330
200km	41,730	48,730	64,820	83,440
200km を超えて 500km まで 20km を増すごとに加算する 金額	3,060	3,540	4,710	6,120
500km を超えて 50km を増す ごとに加算する金額	7,640	8,850	11,770	15,290

中部運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
10km	14,390	16,530	20,790	25,850
20km	16,080	18,500	23,430	29,270
30km	17,770	20,480	26,070	32,690
40km	19,460	22,450	28,710	36,110
50km	21,150	24,420	31,350	39,530
60km	22,840	26,390	33,990	42,950
70km	24,530	28,370	36,630	46,370
80km	26,220	30,340	39,270	49,790
90km	27,910	32,310	41,910	53,210
100km	29,600	34,280	44,550	56,630
110km	31,290	36,240	47,120	59,950
120km	32,980	38,190	49,690	63,270
130km	34,670	40,140	52,250	66,580
140km	36,370	42,090	54,820	69,900
150km	38,060	44,040	57,390	73,220
160km	39,750	45,990	59,960	76,540
170km	41,450	47,940	62,520	79,850
180km	43,140	49,900	65,090	83,170
190km	44,830	51,850	67,660	86,490
200km	46,520	53,800	70,230	89,810
200km を超えて 500km まで 20km を増すごとに加算する 金額	3,380	3,870	5,070	6,540
500km を超えて 50km を増す ごとに加算する金額	8,440	9,680	12,660	16,340

近畿運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
10km	14,330	16,490	20,790	25,860
20km	16,020	18,460	23,430	29,290
30km	17,710	20,430	26,080	32,710
40km	19,400	22,400	28,720	36,140
50km	21,090	24,380	31,370	39,570
60km	22,770	26,350	34,010	43,000
70km	24,460	28,320	36,650	46,430
80km	26,150	30,290	39,300	49,860
90km	27,840	32,270	41,940	53,290
100km	29,530	34,240	44,590	56,720
110km	31,220	36,190	47,160	60,040
120km	32,910	38,140	49,730	63,360
130km	34,600	40,090	52,300	66,690
140km	36,290	42,040	54,870	70,010
150km	37,980	43,990	57,440	73,330
160km	39,670	45,940	60,010	76,660
170km	41,360	47,890	62,580	79,980
180km	43,050	49,840	65,150	83,300
190km	44,740	51,790	67,720	86,620
200km	46,430	53,740	70,290	89,950
200km を超えて 500km まで 20km を増すごとに加算する 金額	3,370	3,870	5,070	6,550
500km を超えて 50km を増す ごとに加算する金額	8,430	9,680	12,670	16,370

中国運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
10km	13,000	15,060	19,220	23,980
20km	14,580	16,920	21,730	27,260
30km	16,160	18,770	24,240	30,530
40km	17,740	20,620	26,750	33,800
50km	19,310	22,480	29,270	37,070
60km	20,890	24,330	31,780	40,340
70km	22,470	26,180	34,290	43,610
80km	24,050	28,040	36,800	46,880
90km	25,620	29,890	39,320	50,150
100km	27,200	31,740	41,830	53,420
110km	28,770	33,570	44,260	56,580
120km	30,350	35,400	46,700	59,740
130km	31,930	37,230	49,130	62,910
140km	33,500	39,050	51,570	66,070
150km	35,080	40,880	54,000	69,230
160km	36,650	42,710	56,440	72,390
170km	38,230	44,540	58,870	75,550
180km	39,800	46,360	61,310	78,710
190km	41,380	48,190	63,740	81,870
200km	42,950	50,020	66,180	85,030
200km を超えて 500km まで 20km を増すごとに加算する 金額	3,140	3,620	4,800	6,220
500km を超えて 50km を増す ごとに加算する金額	7,850	9,060	11,990	15,560

四国運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
10km	12,280	14,290	18,380	22,990
20km	13,800	16,080	20,830	26,180
30km	15,320	17,870	23,270	29,370
40km	16,840	19,660	25,710	32,560
50km	18,350	21,450	28,160	35,750
60km	19,870	23,250	30,600	38,940
70km	21,390	25,040	33,040	42,130
80km	22,910	26,830	35,490	45,320
90km	24,420	28,620	37,930	48,510
100km	25,940	30,410	40,370	51,700
110km	27,460	32,170	42,740	54,770
120km	28,970	33,930	45,100	57,850
130km	30,480	35,690	47,460	60,930
140km	32,000	37,450	49,830	64,000
150km	33,510	39,210	52,190	67,080
160km	35,020	40,980	54,560	70,160
170km	36,540	42,740	56,920	73,230
180km	38,050	44,500	59,290	76,310
190km	39,560	46,260	61,650	79,390
200km	41,080	48,020	64,010	82,470
200km を超えて 500km まで 20km を増すごとに加算する 金額	3,010	3,490	4,650	6,050
500km を超えて 50km を増す ごとに加算する金額	7,530	8,730	11,640	15,130

九州運輸局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
10km	12,370	14,370	18,430	23,040
20km	13,890	16,160	20,870	26,230
30km	15,410	17,960	23,320	29,410
40km	16,930	19,750	25,760	32,600
50km	18,460	21,550	28,210	35,790
60km	19,980	23,340	30,650	38,980
70km	21,500	25,130	33,090	42,160
80km	23,020	26,930	35,540	45,350
90km	24,540	28,720	37,980	48,540
100km	26,070	30,520	40,430	51,720
110km	27,580	32,280	42,790	54,800
120km	29,100	34,050	45,160	57,880
130km	30,620	35,820	47,520	60,960
140km	32,140	37,580	49,890	64,030
150km	33,660	39,350	52,260	67,110
160km	35,180	41,120	54,620	70,190
170km	36,700	42,880	56,990	73,260
180km	38,210	44,650	59,360	76,340
190km	39,730	46,410	61,720	79,420
200km	41,250	48,180	64,090	82,500
200km を超えて 500km まで 20km を増すごとに加算する 金額	3,020	3,500	4,660	6,050
500km を超えて 50km を増す ごとに加算する金額	7,560	8,750	11,650	15,140

沖縄総合事務局

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
5km	10,440	12,220	15,890	19,900
10km	11,150	13,070	17,060	21,430
20km	12,580	14,760	19,390	24,500
30km	14,000	16,450	21,730	27,560
40km	15,430	18,140	24,060	30,620
50km	16,850	19,830	26,400	33,680
60km	18,280	21,520	28,730	36,740
70km	19,700	23,210	31,060	39,800
80km	21,130	24,900	33,400	42,860
90km	22,550	26,590	35,730	45,920
100km	23,980	28,270	38,070	48,980
110km	25,400	29,930	40,320	51,930
120km	26,810	31,590	42,570	54,870
130km	28,230	33,250	44,830	57,820
140km	29,650	34,910	47,080	60,770
150km	31,070	36,570	49,330	63,710
160km	32,490	38,230	51,590	66,660
170km	33,900	39,890	53,840	69,600
180km	35,320	41,540	56,090	72,550
190km	36,740	43,200	58,340	75,490
200km	38,160	44,860	60,600	78,440
200km を超えて 10km を増す ごとに加算する金額	1,410	1,640	2,220	2,890

II 時間制運賃表

種別			車種別	小型車	中型車	大型車	トレーラー
			局別	(2t クラス)	(4t クラス)	(10t クラス)	(20t クラス)
基礎額	8時間制	基礎走行キロは100km 小型車以外のもの 130km	北海道	31,100	37,260	48,530	61,290
			東北	29,970	36,050	47,170	59,670
			関東	39,060	45,790	57,900	72,440
			北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470
			中部	35,710	42,130	53,700	67,370
			近畿	35,580	42,040	53,710	67,430
			中国	32,420	38,640	49,950	62,950
			四国	30,700	36,800	47,960	60,590
			九州	30,890	36,980	48,060	60,680
			沖縄	28,010	33,890	44,810	56,880
	4時間制	基礎走行キロは50km 小型車以外のもの 60km	北海道	18,660	22,360	29,120	36,780
			東北	17,980	21,630	28,300	35,800
			関東	23,440	27,470	34,740	43,460
			北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880
			中部	21,430	25,280	32,220	40,420
			近畿	21,350	25,220	32,230	40,460
			中国	19,450	23,180	29,970	37,770
			四国	18,420	22,080	28,780	36,350
			九州	18,530	22,190	28,840	36,410
			沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130
加算額	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに	北海道	280	340	510	710	
		東北	280	340	510	710	
		関東	280	340	510	720	
		北陸信越	280	340	510	710	
		中部	280	340	510	710	
		近畿	280	340	510	710	
		中国	280	340	510	710	
		四国	280	340	510	710	
		九州	280	340	510	710	
		沖縄	280	340	510	710	
	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに（4時間制の場合であって、午前から午後にはわたる場合は、正午	北海道	2,850	2,990	3,200	3,780	
		東北	2,720	2,850	3,050	3,600	
		関東	3,820	4,000	4,280	5,060	
		北陸信越	2,880	3,020	3,230	3,820	
		中部	3,430	3,590	3,850	4,550	
		近畿	3,400	3,560	3,810	4,510	

から起算した時間 により加算額を計 算する。)	中国	3,020	3,160	3,390	4,000
	四国	2,810	2,940	3,150	3,730
	九州	2,840	2,980	3,190	3,770
	沖縄	2,490	2,610	2,790	3,300

Ⅲ 運賃割増率

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	2割
---------	----

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前5時までに運送した距離	2割
----------------------	----

Ⅳ 待機時間料

車種別 時間	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額	1,670円	1,750円	1,870円	2,220円

Ⅴ 積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として收受

Ⅵ 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受

Ⅶ 燃料サーチャージ

別に定めるところにより收受

Ⅷ その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示に関する公聴会の開催について

令和2年2月26日付で国土交通大臣から諮問された標記事案について、当審議会は、公聴会を下記のとおり開催することとしました。

記

1. 日時・場所

日時：令和2年4月2日（木） 午後1時から
場所：中央合同庁舎第4号館 4階 共用408会議室
（東京都千代田区霞が関3-1-1）

2. 事案の要旨

事案番号：令2第6001号
事案の種類：一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示
事案の内容：資料1参照

3. 開催内容（予定）

- ・申請者からの申請事案の内容の説明
- ・公述人による公述
- ・運輸審議会委員からの申請者に対する質問

※当日の進行予定は令和2年3月25日（水）にプレスリリース致します。

4. 公述・傍聴の人数

- ・公述人 10人以内（1人15分以内）
- ・傍聴人 60人以内

5. 公述の申出

（1）公述しようとする方は、公述申込書（5.（2）を参照してください。）及び公述書（様式は任意ですが、できる限り日本産業規格A4用紙を使用してください。）各1部を期限までに以下宛先まで提出してください。

期限：令和2年3月12日（木）正午 必着

宛先：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館3階 国土交通省運輸審議会

（2）公述申込書は、別紙様式例の裏面の注意事項をよくお読みになり、別紙様式例に従い、事案番号、事案の種類、事案の申請者、公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、住所、職業、年齢（法人・団体等の場合にあっては、その名称及び所在地

並びにその法人・団体等を代表して公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、職名及び年令）及び事案に対する賛否並びに利害関係人にあつては利害関係を説明する事項を記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を付記してください。

- (3) 公述は、公述書に記載されたところにしたがってこれをしなければならないと規定されておりますので、公述書には、公述しようとする方ごとに、その氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載してください。
- (4) 議事の整理上、公述人の人数は、10人以内とし、また、1人の公述時間は15分以内とします。公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名を令和2年3月25日（水）午後2時から運輸審議会公聴会のホームページ（http://www.mlit.go.jp/page/unyu00_hy_000041.html）に掲載し、運輸審議会、各地方運輸局、神戸運輸監理部及び内閣府沖縄総合事務局の掲示板に掲示します。
- (5) 公述人に選定された方は、公聴会開始時刻までに会場にお越しください。

6. 傍聴の申込み

- (1) 傍聴を希望される方は、官製往復はがきに、住所、氏名、年令及び「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示に関する公聴会の傍聴を希望する」旨を記入するとともに返信用はがきにあて先を必ず明記した上、期限までに以下宛先までお申込みください（ただし、1人1通に限ります。）。
期限：令和2年3月12日（木）正午 必着
宛先：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館3階 国土交通省運輸審議会
- (2) 傍聴人の人数は60人以内とし、申込者多数の場合は、第三者の立会いによる抽選により選定します。
- (3) 傍聴券は、令和2年3月25日（水）に発送します。

7. 申請書その他の関係書類の閲覧場所

当該事案の申請書その他の関係書類については、令和2年2月27日（木）から、公述申込書及び公述書等に係る文書については、令和2年3月13日（金）からそれぞれ運輸審議会公聴会のホームページで公開するとともに、令和2年4月1日（水）まで（土曜日及び日曜日を除き毎日午前10時から午後5時まで）、運輸審議会、各地方運輸局、神戸運輸監理部及び内閣府沖縄総合事務局にて閲覧に供します。

8. 公聴会の運営

公聴会の運営は、運輸審議会一般規則によります。

9. 取材申込み方法

公聴会当日の取材要領については令和2年3月25日（水）にプレスリリース致します。

10. その他

その他不明な点については、国土交通省総合政策局運輸審議会審理室（03-5253-8810）にお問い合わせください。

令和2年 月 日

運輸審議会

会長 原田 尚志 殿

公 述 申 込 書

運輸審議会一般規則第35条の規定により、下記のとおり公述申込みを致します。

記

1 公述しようとする事案

事案番号	令2第6001号
事案の種類	一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示

2 公述しようとする者 ※法人・団体等の記入方法は注意事項②参照

(ふりがな)	
氏名	
(郵便番号)	〒
住所	
職業	
年令	歳

3 事案に対する賛否 ※いずれかに○を付けて下さい

賛成 ・ 反対

4 利害関係を説明する事項 ※利害関係人のみ記入 (注意事項③参照)

--

5 自宅、勤務先等の連絡先電話番号

--

公述申込みにあたっての注意事項

- ① 公述しようとする方は、公述申込書に、公述しようとする方の氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載した公述書（様式は任意ですが、できる限り日本産業規格A4用紙を使用してください。）を添付して提出期限までに以下宛先まで提出してください。

期限 令和2年3月12日（木）正午 必着

宛先 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1

中央合同庁舎第4号館3階 国土交通省運輸審議会

- ② 法人・団体等を代表して公述する場合には、「2 公述しようとする者」の氏名の欄に法人・団体等の名称及び代表して公述する者の氏名を、住所の欄に法人・団体等の所在地を、職業の欄に代表して公述する者の職名を、年令欄に代表して公述する者の年令をそれぞれ記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を「5 自宅、勤務先等の連絡先電話番号」の欄に付記してください。

- ③ 「4 利害関係を説明する事項」は運輸審議会一般規則第5条の各号のいずれかに該当する利害関係人のみ記入してください。

○運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）（抄）

（利害関係人）

第5条 国土交通省設置法（平成11年法律第100号。以下「法」という。）第23条の規定による利害関係人とは、当該事案に関し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 許可、認可、特許、認定若しくは承認の申請者、同意を要する協議をした者又は審査請求をした者（以下「事案の申請者」という。）

二 事案において、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）の名あて人となるべき者

三 事案の申請者と競争の関係にある者

四 料率の変更を請求した者

四の二 臨港地区の区域の案の変更を請求した者

五 港湾管理者の設立に関する調停を受ける者

六 前各号に掲げる者のほか、利用者その他の者のうち運輸審議会が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者

- ④ 公述申込書及び公述書は、個人宅の住所、電話番号等を黒塗りした上で、令和2年3月13日（金）午前10時から運輸審議会ホームページに掲載し、運輸審議会、各地方運輸局、神戸運輸監理部及び内閣府沖縄総合事務局にて閲覧に供します。

- ⑤ 公述人の人数は、10人以内とし、1人の公述時間は15分以内とします。公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名を令和2年3月25日（水）午後2時から運輸審議会ホームページに掲載し、運輸審議会、各地方運輸局、神戸運輸監理部及び内閣府沖縄総合事務局の掲示板に掲示します。